

自動車リサイクル促進センター×長野県 SDGs債 エンゲージメント企画

スピーカー

- 自動車リサイクル促進センター 業務執行理事（CFO） 大久保 英明 様
- 長野県 副知事 関 昇一郎 様

モデレーター

大和証券（株）

サステナビリティ・ソリューション推進部長 清水 一滴

2021年12月20日

はじめに

清水：今日はSDGs債のエンゲージメント企画ということで、2020年10月に初めてグリーンボンドを発行し、2021年10月にも発行した長野県から関副知事、また、公益財団法人の中でESG投資のトップランナーである公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下、JARC）から大久保業務執行理事（CFO）にお集まりいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 長野県のご紹介

清水：それではまず、関様から2020年と2021年に長野県が発行されたグリーンボンドの概要をご紹介しますでしょうか。

関様：長野県は、地方自治体として2番目となるグリーンボンドを発行しました。グリーンボンド発行の目的は2つあります。1つは、CO₂排出量実質ゼロの達成と、気候変動を要因とする自然災害による被害の回避・軽減に県を挙げて取り組んでおり、こうした事業の資金を調達するためです。もう1つは、県内の投資に対する機運を高め、環境への意識啓発を行うことで、金融機関を始め企業、学校・医療法人、市町村等多くの皆様に、環境に配慮した取組をより一層進めていただくことにあります。そこで、2020年度は50億円、2021年度はさらに倍増し、100億円発行したところです。

清水：どうもありがとうございます。特に2020年は長野県として初めてグリーンボンドを発行したわけですが、ご苦労などはございましたか。

関様：グリーンボンドの発行には、フレームワークの策定、第三者機関の評価、資金使途の開示といった、一般的な債券発行にはない手続きがあります。全国で2番目の発行ということで、他の自治体の発行事例が乏しく、当県では主幹事方式での起債経験もなかったため、主幹事証券会社やレビュー機関など多く皆様からアドバイスをいただきながら進めました。また、財政課だけでは対応が難しいため、ゼロカーボンを中心となって推進する環境部や、実際に事業を行う事業課との連携が欠かせません。そのため、グリーンボンドの発行意義を庁内で浸透させ、協力を得ながら進めることが大変でした。

一方、プラスの影響もあり、予算を使う側の職員の資金調達への理解が深まったことは、非常に良いことだと考えています。

また2021年度は2年目ということもあり、グリーンボンド発行に係る手続等も軌道に乗ってきたと実感しております。



長野県 関 副知事

清水：なるほど、今ご説明いただいたようなご苦労があったとのことですが、そのようにして発行されたグリーンボンドに対して、投資家の方々の反応はいかがでしたでしょうか。

関様：投資表明いただいた投資家の件数は、1回目の発行の際は30件でしたが、2回目となる2021年度は、1回目を大きく上回る87件に増えました。金融機関などの機関投資家から自治体、事業会社、学校法人など幅広い投資家から投資をいただき、そのうちの過半数は県内投資家ということで、当県の発行の趣旨にご賛同いただけたことに非常に感謝しております。また県内の主要マスコミ各社による投資表明の影響も大きく、県内における投資への理解も、より一層広まっているものと感じております。

2. JARCのご紹介

清水：それでは次に、大久保様からJARCの事業概要をご紹介しますか。

大久保様：JARCは自動車リサイクルの様々な課題に対応するため、自動車業界の横断的な機関として2000年に設立されました。その後、2005年1月に施行された自動車リサイクル法に基づいて、自動車リサイクル制度がスタートしました。JARCは、自動車ユーザーの皆様からお預かりしたリサイクル料金の管理・運用をはじめ、自動車リサイクルの促進に関する調査・研究、普及・啓発などを行っております。リサイクル料金については前払い制度を採用しているのですが、これは世界で見ても稀有な例です。JARCは、自動車リサイクルの促進により、CO₂の排出抑制や気候変動、資源の枯渇、ごみ問題といった様々なSDGs課題への貢献をしてまいりました。また、国民のリサイクルや環境に対する意識を高める啓発活動にも積極的に取り組むなど、多岐にわたる活動をしているところです。

自動車リサイクル促進センター
大久保 業務執行理事（CFO）

清水：どうもありがとうございます。資金の運用について、ご説明いただけますか。

大久保様：資金の運用についてご紹介すると、制度開始から17年目となる2021年の9月末時点で、自動車ユーザーの皆様からお預かりしているリサイクル料金の資産残高は約9,241億円となっております。約8,228万台分の自動車のリサイクル料金となります。預託されているリサイクル料金の運用は安全・確実に行うことが重要です。したがって、現在、国債、政府保証債、地方債、財投機関債など安全性の高い資産に限って投資を行い、元本確保を前提として運用しています。

清水：どうもありがとうございます。投資対象の年限はどれくらいなのでしょう。



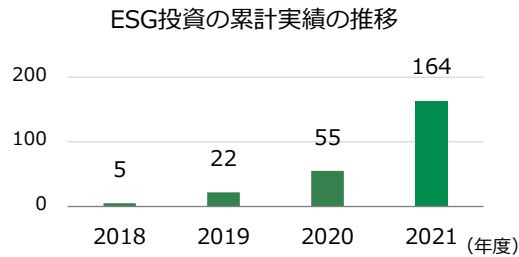
大和証券 清水
サステナビリティ・ソリューション推進部長

大久保様：私どものALM（Asset Liability Management）は、自動車の平均使用年数、つまり車齢が関係します。自動車リサイクル法が施行した当初は、自動車の平均使用

年数は約11年でしたが、自動車の性能向上や自動車ユーザーの循環型社会志向の変化などにより、現在では約16年となっております。これに伴い、資産構成のラダーについても、当初は10年で構築していましたが、現在は15年ラダーの構築に変更しています。約9,000億円の資産を保有しているため、10年ラダーの時は1年限あたり約900億円としていましたが、現在の15年ラダーにおいては毎年600億円が償還されるように構築しています。ただし、これに関しても恒久的なものではなく、車齢の長期化や将来のキャッシュフローなどを総合的に勘案して、変更していくつもりです。

清水：今のご説明を聞いて、年限という観点においても、長野県の年限10年のグリーンボンドが投資対象になるということがよく分かりました。それでは、SDGs債への投資の実績を教えてくださいませんか。

大久保様：地方債については2018年10月に発行された東京都のグリーンボンド、また、財投機関債については同年12月に発行された独立行政法人国際協力機構（JICA）のソーシャルボンドを皮切りとして、SDGs債への投資を開始しました。2021年12月時点で、投資を行った銘柄は12団体まで増加し、SDGs債の投資残高は164億円にまで達しています。



出所：JARC作成

JARCには、9,000億円以上の資金を運用する機関投資家としての立場があります。自動車ユーザーの皆様からお預かりした多額の資金を安全・確実に運用することが中心的な業務です。そして、もともと、自動車リサイクルという環境保全のためにお預かりした資金であるため、その資金の運用を通じて、脱炭素や環境保全に貢献したいと考え、2018年にSDGs債への投資を開始しました。ポートフォリオ全体では9,000億円以上に上るため、現在、SDGs債への投資の額はまだその一部に止まりますが、今後拡大していくことで、さらに持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えています。

清水：なるほど、JARCが運用する資金の性質とESG投資との親和性が高いことが分かりました。SDGs債への投資基準を教えてくださいませんか。

大久保様：JARCのSDGs債への投資基準として、ここでは3点ご紹介したいと思います。1点目は、「資金使途の明確さ」です。資金使途は「なぜ、その発行体はSDGs債を発行するのか」という発行の目的そのものに大

きく関わります。発行の目的や資金使途を拝見することで、「どのような社会を実現したいのか」という発行体の理念も読み取ることができます。資金使途が大項目から小項目まで具体的に、また、明確にブレイクダウンされていると、投資家としては判断しやすいです。より詳細に把握したいと考えるときは、IR (Investor Relations) などの際に、発行体に対して直接質問しています。2点目は、「環境や社会に対する改善効果」です。SDGs債である以上、「その債券にはどれだけの環境改善効果や社会的なインパクトがあるのか」という点が重要となります。また、投資家としては、「その債券に投資することで、どれだけ世の中に貢献ができるのか」という点も必要不可欠です。環境改善効果や社会的なインパクトが期待できる債券に限り投資することを意識しています。

3点目は、「ガイドライン等への適合及び第三者機関による評価」です。まずは、国際資本市場協会 (ICMA) のグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、または環境省のグリーンボンドガイドラインに則って発行されていることを求めます。加えて、これらいずれかの原則またはガイドラインに適合していることについて、第三者機関から評価を受けていることも重視しています。投資の決定にあたり、これらの点を必ず確認しています。

清水：その他、SDGs債に関する具体的な取組みはありますか。

大久保様：SDGs債に関する具体的な取組みの一つとして、積極的に投資表明を行っています。プライマリーマーケットで取得した地方債及び財投機関債のすべての案件について、投資先の発行体及びJARCのホームページにて投資表明を行っています。積極的に投資表明を行っている理由は、一人でも多くの方々にSDGs債の存在を知っていただき、賛同してくださる方を増やしたいと考えているからです。このような活動を地道に続けることで、SDGs債マーケットの発展に貢献したいと考えています。

清水：どうもありがとうございます。長野県も投資家としてESG投資を推進している印象がありますが、投資家としての考えがございましたら教えていただけますでしょうか。

関様：長野県では、県で積立をしている基金においてESG投資を積極的に行っています。投資実績は、2020年度の20億円に対し、2021年度は12月時点で34億円となっており、投資についても積極的に進めているところです。購入したのは、財投機関債（住宅金融支援機構、鉄道建設運輸施設整備支援機構、国際協力機構など）や地方債のSDGs債です。県内におけるESG投資に対する機運を高めるためには、グリーンボンドの発行だけでなく、県自身が率先してESG投資

を行うことが重要だと考えており、より多くの県内投資家にESG投資を検討するきっかけとなっていただければと思います。

3. 長野県グリーンボンドについて

大久保様：2020年10月に、地方債市場では東京都に次いで2団体目のグリーンボンド発行体となった長野県ですが、グリーンボンドを発行することになった経緯や背景を教えてください。

関様：本県は、2019年10月、台風による豪雨で、千曲川の堤防が決壊したり、土砂災害が各地で発生したりするなど、大きな被害を受けました。死者、負傷者などの人的被害に加え、住宅の浸水、道路や鉄道、下水道といったインフラ施設の被害、商業施設や農地の被害など、その影響は広い範囲に及び、今もなお、住民生活に影響が残っています。長野県は、このような自然災害の要因と考えられる「気候変動」に対応しなければ、人類の生存すら脅かしかねないという危機感を持ち、都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を発出し、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること、災害に強い地域づくりを進めることを宣言しました。山岳県における災害の経験が無駄にすることなく、全国に発信していくことが重要であると考えており、県のあらゆる施策に気候変動対策の観点を取り入れることとし、金融面での取組として、グリーンボンドの発行を決断いたしました。

気候非常事態宣言

- 長野県は、2019年10月に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風をはじめとする自然災害の要因となった気候変動への対策としての「緩和」、災害に対応する強靱なまちづくりを含む「適応」に取込んでいます。
- 2019年12月には、都道府県としては全国初めて「気候非常事態宣言」を行っており、同時に2050年の二酸化炭素（CO2）排出量を実質ゼロとすることを掲げています。
- また、「気候非常事態宣言」の実現に向けた施策の方向性と目標を取りまとめた取組方針として「長野県気候危機突破方針」を策定しています。

【気候非常事態宣言と知事による発表会見の様子】



https://www.pref.nagano.lg.jp/zaisei/ir/documents/20201014ir_nagano_pref.pdf

大久保様：阿部知事が出された「気候非常事態宣言 -2050ゼロカーボンへの決意-」を拝読すると、気候変動に対する危機感と「2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにする」という強い思いがひしひしと伝わってきました。また、この宣言を踏まえて、「長野県気候危機突破方針」を策定されました。「気候非常事態宣言 -2050ゼロカーボンへの決意-」については、長野県内の全市町村をはじめ、企業や団体からも賛同を得ていますが、宣言をされて以降、県内外からどのような変化を感じていますでしょうか。

関様：長野県内の市町村においては、「ゼロカーボンに向けて一体となり協働していきましょう」という機運が高まりました。県外からは長野県がいち早く出したことにより、「参考にしたい」といった問い合わせが増加し、仲間が徐々に増えてきているといった印象を持っています。

大久保様：どうもありがとうございます。グリーンボンドの資金使途を拝見すると、“水害への対応”がキーワードの一つとして挙がると思われます。水害への問題意識と長野県が抱えている水害の問題を教えていただけますでしょうか。

関様：これまでの治水対策は、河川管理者が主体となって、堤防や護岸の整備、ダム等の河川施設の整備を進めてきましたが、気候変動による水害リスクは増大しており、これまでの対策だけでは安全度の早期向上に限界がある状況です。

そのため、社会全体で洪水に備える意識を高め、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害に強い地域をつくる、「流域治水」への転換を図っております。

大久保様：「流域治水」については、2021年4月、「流域治水」関連法が国会で成立しました。気候変動による水害リスクが増大している現在、国を挙げて水害に備える必要性に迫られていると実感しています。

長野県は2019年の東日本台風により甚大な被害に遭われたと思います。2021年5月に行った「治水ONE_NAGANO宣言」は水害リスクに対する強い危機感の表れであると受け止めました。「流域治水」に関する長野県の取組みについて、もう少し教えていただけますでしょうか。

関様：2019年から3年連続で水害が発生しており、県全体の課題としても意識は高まっております。水害は事前の対策が有効であり、砂防が大災害を防いだ事例もあります。農村部では水田の一つ一つが小さなダム役割を果たせるよう調整板を設置して対策しています。住宅においても雨水タンクを設置することで、水害による被害を最小限にすべく、県民が一体となって水害対策に取り組んでいます。



大久保様：どうもありがとうございます。対応しなければならない課題が数多くあると思いますが、その中で、この度のプロジェクト、例えば「小水力発電所の設置」などを選定した理由を教えてくださいませんか。プロジェクトごとに理由をご紹介しますのは大変だと思いますので、対象プロジェクト全体に通底する理由や考え方を教えてくださいいただければと思います。

関様：名前を出していただきました「小水力発電所」は企業局が積極的に事業を推進しています。再生可能エネルギーの拡大に効果が高い事業ですので、グリーンボンドによる資金の充当先として、同事業はふさわしいと考え選定しました。その他、各部局に

ヒアリングを行い、「環境負荷の低減」「水災害など発生時の公共インフラの維持」、「水災害など発生時の浸水・土砂災害の被害緩和」、「森林の多面的な機能の維持増進」等、環境面での便益が見込まれる事業を抽出し、適格性の検討を行うことで対象プロジェクトを選定しています。

大久保様：コロナ禍にあり、例えば工事の進捗などにご苦労があるかと思いますが、2020年度に発行されたグリーンボンドの資金で実施された事業の実施状況はいかがでしょうか。

関様：事業は多岐にわたるため主な事業をご紹介します。先ほどもご質問いただきました「小水力発電所」については、5基の小水力発電設備を設置いたしました。

また、しなの鉄道では8台もの車両の軽量化や照明のLED化により、消費電力が低く省エネ性能の高い車両に更新しました。コロナ禍で業績が厳しい鉄道事業にとって、消費電力の削減は経費節約にもつながり、環境の面に加えて業績改善にもつながる支援であると考えております。

気候変動への適応事業としましては、河川の改修や砂防堰堤の整備など、災害対策に直結する事業を県内各地で実施いたしました。

大久保様：長野県特有の気候変動問題、自然災害がございましたら、教えてください。併せて、それらへの対策を教えてください。

関様：本県は3,000m級の山脈が存在し、河川の上流を有する脆弱な地質であるため、対策が必要な箇所が多数存在します。また、近年は、県内に初めて大雨特別警報が発令されるなど甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風をはじめ、水害、土砂災害が頻発化、激甚化しています。このような状況の中で、災害を未然に防ぐとともに、災害が起こった際に被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフト両面から計画的な対策を進め、地域防災力の向上を目指しております。また、気温の上昇については高い標高の地域ほど影響は大きく、国の天然記念物にも指定されているライチョウの絶滅が危惧されています。冷涼な地域が栽培に適しているぶどうなどの特産品についても、今以上の温暖化が進行することで収穫量が減少する可能性があることなどは、本県にとってマイナスの影響が大きい問題と認識しています。

4. 自動車リサイクルをはじめとする長野県環境政策について

清水：大久保様から、長野県の環境政策についてお尋ねすることはございますか。

大久保様：気候変動問題が国レベルの課題となる現在において、長野県の環境政策の基本的な考え方について教えてください。

なお、既にご説明してくださった点と重複する点については省略していただいて構いません。

関様：良好な「環境」は、社会・経済の持続可能な発展を支える基盤ですので、SDGsの理念のもと、自然環境や生活環境、地球環境を保全・向上させ、未来の世代に確実に引き継ぐことができるよう取り組んでいます。

大久保様：どうもありがとうございます。長野県をはじめ各地方自治体には、自動車のリサイクルを適正に推進するにあたり、多くのご協力をいただいております。例えば、公道に放置されている自動車を処理する場合、地方自治体の皆様のご協力が欠かせません。

長野県も関連する事業者の皆様とともに、自動車リサイクルを推進してくださっています。また、長野県のホームページで自動車リサイクルに関する様々な情報を掲載してくださっているのと併せて、JARCのホームページへ外部リンクをしてくださっており、連携をさせていただいております。

長野県における自動車リサイクルの状況、また、成果や好事例がございましたら、教えてください。

関様：長野県内では、約850社の自動車リサイクル法の許可・登録事業者によって、年間約73,000台の自動車のリサイクルされています。長野県内の個別の成果や好事例は把握していませんが、自動車リサイクル法

の施行によって、全国の不法投棄や不適正保管の台数が約22万台から現在5,000台ほどまで減少し、県内事業者の取組もこの結果に寄与しているものと考えております。適正なリサイクルが図られるよう、年間300件程度の立入検査を行うとともに、制度の周知を図っております。

大久保様：自動車リサイクルについて、多大なるご協力をしてくださり、どうもありがとうございます。その他、現在長野県が抱えている環境課題がございましたら、その課題と対応を教えてくださいませんか。

関様：地球温暖化対策とともに、生物多様性や水・大気環境等の保全、自然公園の保全と利用、循環型社会の形成、さらに生活インフラの維持という観点から、上下水道の経営基盤強化や廃棄物の適正処理にも取り組んでまいります。

各家庭での取組みにおいて、長野県がごみ排出量の少なさランキングで6年連続1位を獲得しました。背景には各家庭で処理した生ごみを堆肥としてリサイクルするなどの取組みが大きく貢献しており、県民の循環型社会に対する意識は、日本国内においてトップクラスであり、この取組みは継続していきたいです。

5. 「社会(S)」への取組みについて

大久保様：折角の機会ですので、グリーンボンドに関する「環境(E)」のお話だけでな

く、「社会(S)」についてもお尋ねしたいと思います。

コロナ禍を機に“ワーケーション”という新しい働き方が徐々に広がっています。長野県はコロナ禍の前から、豊かな自然環境下で働くことが従業員の生産性やウェルビーイングの向上に寄与するとして、「信州リゾートテレワーク」という名称で積極的にワーケーションを推進されてきました。これは、「長野県で活動する企業の従業員満足度を高める」という点で「社会(S)」のテーマに関係すると思います。

「信州リゾートテレワーク」の取組み状況はいかがでしょうか。

関様：コロナ禍において、テレビ会議自体が当たり前に普及し、「どこで会議に参加するのか？」といった地理的制約がなくなったことで、一層加速していると感じています。リゾートテレワークは「定住」ではなく、「1年の1部分」を、その土地で過ごすことであり、完全な移住ではないので、ハードルは低く、更なる普及に期待しています。長野県においても、スキー場の一角でテレワークをできるように「信州リゾートテレワーク」の推進を行っています。

大久保様：どうもありがとうございます。

「信州リゾートテレワーク」について、今後の展開をどのように考えているのでしょうか。

関様：テレワーク自体は普及しているものの、現段階では自宅でのテレワークが主流となっています。今後は、個人のライフスタイルに応じて、自宅以外の場所でも働けるよう、リゾートテレワークを推進し、長野県の交流人口の増加につなげていきたいと考えています。

チームが

しぜんと、

ワークする。



<https://shinshu-resorttelework.com/>

6. SDGs債マーケットの更なる発展に向けて

清水：近年、SDGs債のマーケットは急速に拡大しています。しかし、まだ発展途上の段階にあるため、発行体と投資家それぞれの立場として、期待していることや思うところがあるのではないかと推察します。まずは発行体の立場として、関様からSDGs債のマーケットに期待していることを教えていただけますでしょうか。

関様：安定的に資金調達をしていく上では、SDGs債に投資する投資家層がさらに拡大することを期待します。2回の発行において非常に多くの投資家に購入していただいておりますが、一過性のものではなく、継続

的に県内外の様々な投資家に投資していただきたいと思います。

本県としてもより幅広い投資家に購入していただくため、10年債に加えて20年や30年といった超長期債の発行も検討したいと思っています。

最近、「グリーンニウム」という「グリーン」と「プレミアム」をかけ合わせた言葉が出てきています。国内市場においてSDGs債の価値に対する理解が深まり、より具体的な発行メリットが出てくることを期待します。そうすると、地方債市場でSDGs債の発行がさらに増え、より活性化するのではないかと思います。

清水：どうもありがとうございます。それでは投資家の立場として、大久保様からもSDGs債のマーケットに期待していることを教えていただけますでしょうか。

大久保様：SDGs債のマーケットに期待していることとして、ここでは2点、挙げたいと思います。

1点目は、日本政府がグリーンボンドの国債、いわゆる“グリーン国債”を発行することです。海外に目を向けると、グリーンファイナンスが活発な欧州を中心として、政府がグリーン国債を発行している例はいくつもあります。ポーランドが2016年12月に世界で初めてグリーン国債を発行して以来、フランス、ベルギー、オランダなど、EU加盟国だけでも10カ国以上が発行しています。また、EUから離脱した英国も、2021年の9月

にグリーン国債を発行しました。日本もグリーン国債の発行を通じて、国を挙げてグリーンファイナンスに注力していることを国内外に発信することにより、さらにSDGs債マーケットが盛り上がると思います。

2点目は、発行体と投資家とのエンゲージメントが活発になることです。エンゲージメントと言うと、株式の分野が先行しており、債券の分野では「まだ始まったばかり」という印象です。JARCにおいても2020年度から、本格的に発行体とのエンゲージメントを進めておりますが、直接対話することで、多くの気づきを得ることができます。今後、積極的にエンゲージメントを進めることで、良い緊張感をもって、発行体と投資家がお互いに切磋琢磨できるのではないかと思います。発行体と投資家とのエンゲージメントを充実させることが、ひいてはSDGs債マーケットの質の向上に寄与すると思います。（閉会）

7. グリーンボンド資金充当先である長野県立美術館を視察

JARCの大久保様は、2020年度のグリーンボンド資金充当先である長野県立美術館の視察を実施。



長野県立美術館への視察時の様子



長野県庁でのエンゲージメント対談の様子

広告等における表示事項 (金融商品取引法第37条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社と有価証券（みなし有価証券を含む、以下同様）の売買等のお取引をしていただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

お取引の手数料について

- お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料（注1）をいただく場合があります。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいただかないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、非居住者のお客様につきましては、有価証券をお預かりする場合には、最大で1年間に2百万円（税込）の常任代理人手数料をいただく場合があります。

お取引いただく際にご留意いただくリスクについて

- デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります（注2）。
- お取引の対象となる有価証券の種類により差異はありますが、金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場、排出権相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあり、また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 有価証券の発行者の業務又は財産の状況の変化等を直接の原因として損失が生じるおそれがあります。
- 流通市場が十分に整備されていない場合や、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない、又は購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。また、かかる理由により有価証券の価格又は評価額を適正に算定できないおそれがあります。
- 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。

お取引いただく際の経理、税務処理について

- 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

（注1）売買手数料の額は、その時々々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

（注2）委託保証金の額等のお取引の額に対する比率は、その時々々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、手数料等及びリスク等は商品ごとに異なりますので、実際のお取引に当たっては、必ず締結される契約、契約締結前交付書面及び目論見書（作成される場合）、債券内容説明書（作成される場合）等十分にお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。目論見書（作成される場合）、債券内容説明書（作成される場合）のご請求・お問合せは、下記の金融商品取引業者を含む取扱会社までお願いいたします。

商号等 ： 大和証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号

加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会